

(照会者説明書)

相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会について

広島家庭裁判所

1 照会先の家庭裁判所

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票除票又は戸籍附票などで確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱います。広島家庭裁判所本庁及び各支部の管轄区域は次のとおりです。

広島家庭裁判所（本庁）

広島市、廿日市市、安芸郡、東広島市、三原市のうち大和町、安芸高田市のうち八千代町、山県郡、大竹市

広島家庭裁判所呉支部

呉市、江田島市、竹原市、豊田郡

広島家庭裁判所尾道支部

尾道市、三原市のうち大和町を除く区域、世羅郡世羅町のうち、次のエリア
青近、青水、青山、赤屋、伊尾、井折、宇津戸、小世良、小谷、賀茂、川尻、京丸、黒渕、甲山、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西上原、西神崎、東上原、東神崎、別迫、堀越、本郷、安田

広島家庭裁判所福山支部

福山市、神石郡、府中市、三次市のうち甲奴町、庄原市のうち総領町

広島家庭裁判所三次支部

三次市のうち甲奴町を除く区域、安芸高田市のうち八千代町を除く区域、庄原市のうち総領町を除く区域、世羅郡世羅町のうち次のエリア
小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原

2 照会することができる方

(1) 相続人

(相続放棄した人は除く)

(2) 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

3 照会手数料

照会手数料は不要です。

4 照会書等の作成

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の受理の有無についての照会書」及び「相続人目録」を利用するなどして必要事項を記入し、上記1の管轄区域に応じた裁判所に送付してください。

照会に当たっては、照会対象者（回答を求める相続人）を「相続人目録」により特定してください。この特定がない場合は回答できませんのでご注意ください。

照会対象者の氏名のほか、被相続人の氏名、死亡時の最後の住所及び死亡年月日は、必ず戸籍（日本国籍を有しない場合には住民票等）の記載どおり正確に記入してください（戸籍の記載どおり正確に記入されていない場合には、人物の同一性が確認できないため相続放棄等の申述の受理がないものとして取り扱います。）。なお、照会対象者の氏名に婚姻又は養子縁組等による変動がある場合には、旧姓等も必ず記載してください。

5 添付資料等

照会書の添付資料等は、原則として次のとおりですが、このほかに追加資料が

必要な場合には、別途お知らせします。

なお、住民票等の添付資料は、**マイナンバーの記載のないもの**を提出してください。

(1) **被相続人情報確認資料**

被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍記載のもの）の**コピー**（住民票除票に代えて戸籍附票及び除籍謄本の**コピー**でも可。）これらの書類が保存期間の経過等により取得できない場合には、被相続人の最後の住所地に関する事情説明書

(2) **照会者の資格証明資料**

ア 個人のと き

照会者が相続人本人または利害関係人本人であることが確認できる公的資料（住民票、運転免許証、健康保険証等の**コピー**）

イ 法人のと き

照会者が当該法人の代表者又は登記されている支配人であることを確認できる代表者事項証明書等の**コピー**（銀行等の支店長名による照会は、登記されている支配人でない限りできません。）

※ 住民票、代表者事項証明書は照会前3か月以内に発行されたもの、運転免許証、保険証等は有効期間内のものを提出してください。

(3) **相続関係疎明資料（相続人が照会者の場合）**

照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類（戸籍等）の**コピー**

(4) **利害関係疎明資料（利害関係人が照会者の場合）**

利害関係の内容、利害関係人の住所及び氏名、被相続人の住所、氏名及び生年月日を確認できる契約書、不動産登記事項証明書、判決書等、利害関係を疎明する資料の**コピー**（契約書等だけでは利害関係を把握できない場合には、利害関係を具体的に記載した利害関係説明書）

照会者が利害関係人から債権回収の委託を受けた者である場合には、利害関係人から照会者への委託を確認できる証明書の原本又は委託に関する契約書等のコピー

(5) 返信用封筒

宛先・宛名（法人の場合、代表者宛てではなく、支社、支店又は営業所等宛てでも可）を記入して郵便切手を貼付した返信用封筒（重量超過で料金が不足する場合は、不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります。）

(6) 委任状

被相続人に対する利害関係人（債権者等）から委任された弁護士である場合は、委任状の**原本**（弁護士以外の方は代理人にはなれません。）

6 再照会の場合の添付資料

相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会に対する回答から1年以内に被相続人に対する同一の利害関係に基づいて再び照会を行う場合には、前回の回答書のコピーを添付すれば、5の(1)～(4)の添付資料等を省略できます。

なお、照会者に関して変動があった場合（名称、代表者、住所の変更等）には、当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

7 調査期間は以下のとおりです。

なお、被相続人の死亡日によっては、事件関係書類が既に廃棄済みなどの理由により、照会に応じられない場合があります。

(1) 広島家裁本庁

ア 被相続人の死亡日が平成16年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

イ 被相続人の死亡日が平成15年以前の場合、「照会の趣旨」欄にチェック

した日から3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

ただし、相続放棄の申述等が平成16年以降になされているときは、回答できることもあります。

(2) 広島家裁呉支部・広島家裁尾道支部・広島家裁福山支部

ア 被相続人の死亡日が平成18年6月1日以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

イ 被相続人の死亡日が平成18年5月31日以前の場合、「照会の趣旨」欄にチェックした日から3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

ただし、相続放棄の申述等が平成18年6月1日以降になされているときは、回答できることもあります。

(3) 広島家裁三次支部

ア 被相続人の死亡日が平成18年6月6日以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

イ 被相続人の死亡日が平成18年6月5日以前の場合、「照会の趣旨」欄にチェックした日から3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

ただし、相続放棄の申述等が平成18年6月6日以降になされているときは、回答できることもあります。